

## 第4講座

### 第4講座 工作物石綿事前調査報告書の作成

第4講座では、第2講座の書面調査、第3講座の目視調査及び分析調査の結果に基づき、工作物石綿事前調査報告書（以下、「調査報告書」）を作成する。

結果報告書を作成する際には、法的要求事項に則った作成が必要であるが、調査種類によって記載内容等に違いがあるため各項目内でまとめを行う。

#### 4.1 改修工事前、解体工事前の事前調査

改修工事前、解体工事前に係る範囲の事前調査を実施した際は、石綿則及び大防法に基づき、元請業者及び事業者は事前調査結果の記録を作成し、発注者に対して書面により報告しなければならない。記録は除去等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後の保管義務が定められている。また、石綿則では下請負人も含む事業者にも保管義務がある。報告書の書式は任意で良く、以下の記録事項を実施した内容によって必要な項目を記載する。

##### (1) 報告書記載項目

###### ① 工事の発注者等

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名

###### ② 工事の名称及び概要、工作物の概要、構造等

工事の内容が分かるよう簡潔に記載する。工事名称で内容が分かる場合は同様に構わない。

工作物の概要、構造等は以下の内容を記載

・施設名：工作物の名称（調査時点での名称）

・竣工年：着工年、改修年等も記載

・その他構造、階数や延床面積、耐火建築物又は準耐火建築物に該当するかの有無等を記載する。

###### ③ 事前調査を実施した年月日

書面調査及び目視調査、必要に応じて分析調査を実施した開始から終了までの年月日

###### ④ 工事の着工日等

解体等工事を行う工作物の設置の工事に着手した年月日

###### ⑤ 作業の対象となる部分、事前調査を行った部分

・改修等工事の場合は、工事範囲内のみの調査となる。記録には事前調査を行った部分を図面等に表示して範囲を指定し、目視調査ができなかった場所を明確に示す。

・解体工事の場合は、対象工作物等の全てが対象であることを明記し、目視調査ができなかった場所を明確に示す。

上記の目視調査ができなかった場所は、できなかった理由を明記して発注者に報告する。また、それらの箇所が目視可能となった時点で事前調査を実施しなければならない。

35

## ⑥ 事前調査の方法

事前調査は書面調査及び目視調査（必要に応じて分析調査）の実施が必要である。

実施した調査方法を記載する。過去の調査結果を確認した場合はどのように調査、判断したかを記録する。分析調査を実施した場合は、いずれの分析方法で実施したかを記録する。

## 5 ⑦ 調査結果と判断根拠

## (ア) 目視調査結果

書面調査、目視調査を実施した結果は、各部屋の部位ごとに使用されている石綿含有資材の種類の特定、図面等により使用範囲が確認できるよう、簡潔、的確に伝えられる形式で表記する。

## 10 (イ) 石綿含有の有無の判断（分析調査結果）

書面調査、目視調査を実施した結果、石綿含有の有無が明らかでない資材は、以下のいずれかの方法により、石綿含有の無しとした場合の判断根拠、石綿ありとみなした場合の根拠などを分かりやすく表記する。

- ・ 分析調査による方法（分析結果報告書を添付）。
- 15 　・ 調査対象資材について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法（根拠資料を添付）。
- ・ 調査対象資材について、製品を特定し、その製造年月日が2006（平成18）年9月1日以降であることを確認する方法（確認した根拠資料の写しを添付）

## ⑧ 調査担当者（調査の責任分担）

20 以下に示す者の氏名、資格名、所属部署、電話番号、FAX番号を記載する。

- ・ 同一と考えられる資材範囲の特定の判断を行った者
- ・ 同一資材範囲のうち試料採取する箇所を選定した者
- ・ 分析を行なった者（2023（令和5）年10月以降は、石綿則で定められた資格が必要）

25 報告書記載事項は大防法および石綿則に示されているが、法の目的により若干記載内容に違いがあるため、いずれの事項も網羅しておくことが必要である。表4.1に法律ごとの記載事例を示す。また、事前調査の結果は、その後の工事計画に大きく影響するため、誤った報告や判断となる恐れのある表現などが無いよう分かりやすい表現が求められる。

30

35

表 4.1 大防法および石綿則の事前調査結果の記載事項

大防法 (大防法施行規則第 16 条の 8)	石綿則 (石綿則第 3 条第 5 項)
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	-
-	事業者の名称、住所及び電話番号
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
解体等工事の名称及び概要	
事前調査を終了した年月日	調査終了日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	着工日等（使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
事前調査の方法	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 <sup>注1)</sup>	事前調査のうち建築物に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く）を行った者（分析調査を行った場合にあっては、当該分析調査を行った者を含む）の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む）の写し <sup>注2)</sup>
分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）
-	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

注) 令和5（2023）年10月1日施行

(2) 報告書記載例

- 5 事前調査報告書として図 4.2 に「1.事前調査の概要」、図 4.3 に「2.事前調査の結果」、図 4.4 に「3. 石綿含有資材の使用状況」の報告書記載例を示す。また、「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」参考資料にも事前調査結果報告書の例が紹介されている。

令和 〇年 〇月 〇〇日  
報告書№. 〇〇〇〇

株式会社〇〇〇建設 殿

石綿含有建材有無に関する事前調査等結果報告書

貴社より委託を受けたアスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。

(会社名) 〇〇〇〇株式会社

(代表者名) 〇〇 〇〇

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇

委託業務名: 〇〇〇〇〇〇アスベスト調査診断業務

調査の種類	1. 石綿則第3条及び大防法第18条の15に基づく事前調査 2. その他の調査		
調査期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
調査責任者	(氏名)	〇〇 〇〇	
	(資格名等)	特定建築物石綿含有建材調査者	(登録番号) 〇〇〇〇
	(所属)	〇〇〇〇株式会社 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
分析者	(氏名)	〇〇 〇〇	
	(資格名等)	公益社団法人日本作業環境測定協会 Aランク認定分析技術者	
	(所属)	株式会社〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
対象物件概要	施設名	〇〇〇〇センター	
	竣工年	竣工昭和62年 改修平成16年	文書記録 <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 竣工図書 <input type="checkbox"/> 維持保全記録等 <input type="checkbox"/>
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇〇 (住居表示)	
	分類	建築物	工作物
	規模	〇層建て 延床面積 〇〇〇.〇㎡	屋内工作物・屋外工作物
	建物構造	S造・SRC造・RC造 木造・その他 ( )	
	用途 (複数選択可)	・事務所 ・工場/倉庫 ・娯楽施設 ・学校/病院 ・公共施設 ・店舗 ・その他の特殊建築物 ( ) ・運輸関連施設 ・戸建住宅 ・共同住宅	電力・石油/ガス・化学プラント ボイラー・焼却施設 その他 ( )
調査対象材料 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 全ての建築材料 ・ 吹付け材・保温材・断熱材・耐火被覆材・成形板等・仕上塗材・その他 ( )		
調査方法 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 書面調査 ・ <input type="checkbox"/> 現地調査 ・ <input type="checkbox"/> 分析調査		
調査結果	調査の結果、以下の石綿含有建材が確認された。 ・石綿含有岩綿吸音板 ・石綿含有その他パネルボード ・石綿含有スラグせっこう板 ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ・石綿含有長尺シート 調査結果の詳細は、特記事項のとおりである		

図 4.1. 調査報告書の例

出典：厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

## 1. 事前調査の概要

### (1) 目的

石綿障害予防規則第3条および大気汚染防止法第18条の15に基づく解体工事の事前調査

### (2) 工事の名称

〇〇商事ビル解体工事

### (3) 解体等工事の発注者

氏名（会社名）： 〇〇商事株式会社

住所： 東京都足立区〇〇4-5-6

### (4) 調査対象建築物

建物名称： 〇〇商事ビル

所在地： 東京都足立区〇〇4-5-6

新築工事の着工日： 1972年10月15日

（準）防火地域： 防火地域

耐火建築物

構造： 鉄骨造

延床面積(m<sup>2</sup>)： 1600m<sup>2</sup>

地上階： 8階

地下階： ー

工事面積(m<sup>2</sup>)： 1600m<sup>2</sup>

用途： 事務所

### (5) 調査者および分析調査者

調査者氏名： 調査 次郎

調査者所属住所： 東京都中央区八丁堀1-2-13

調査者所属： 株式会社〇〇石綿調査分析

調査者所属連絡先： 03-1234-1234

調査者資格： 一般建築物石綿含有建材調査者

講習機関： 日本環境衛生センター

登録番号： 2201256

分析調査者氏名： 分析 三郎

分析調査者所属： 株式会社〇〇環境分析

分析調査者資格： 日本環境測定分析協会インストラクター

### (6) 調査概要

#### ① 設計図書等文書を確認する方法

使用設計図書： 〇〇商事ビル設計図（1971年）

#### ② 製品を特定し、メーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法

事務所およびエレベーターホール天井の石膏ボード（吉野石膏製造、準不燃認定番号第2027号）

#### ③ 目視により確認する方法

実施日： 2022年3月20日

#### ④ 破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所

南西面のアルミカーテンウォール内（裏打ち、取り付け部）

#### ⑤ 事前調査終了日 2022年4月1日

図 4.2 調査報告書の例 「1.事前調査の概要」

【伊南煙管ボイラー・付帯設備】		書面調査			現場調査			診断							
機器名	No	部位	資材名	石綿含有 疑い	判断根拠	添付資料	資材名	備考	写真番号	試料番号	採取位置	判断根拠	添付資料	石綿の有 無	石綿のレ ベル
ボイラー	1	本体保温	けい酸カルシウム	有	b		けい酸カルシウム		1			b		有	レベル2
ボイラー	2	本体断熱	ロックウール	無	b		ロックウール		✓			b,d		無	
ボイラー	3	マンホールパッキン	うず巻型ガスケット (#8596)	無	b		うず巻型ガスケット (#8596)		✓			b,d		無	
ボイラー	4	覗き窓用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		2			b		有	レベル3
ボイラー	5	後部煙室断熱材	フライキャスト	無	b		フライキャスト		✓			b,d		無	
ボイラー	6	後部煙室マンホールパッキン	石綿コイル (バルカー#135)	有	b		石綿コイル (バルカー#135)		2			b		有	レベル3
ボイラー	7	前部煙室扉用パッキン	グラファイテッドアスベスト	有	b		グラファイテッドアスベスト		3			b		有	レベル3
ボイラー	8	燃焼空気用送風機取付用パッキン	アスベスト	有	b		アスベスト		3			b		有	レベル3
ボイラー	9	風箱扉用パッキン	グラファイテッドアスベスト	有	b		グラファイテッドアスベスト		3			b		有	レベル3
ボイラー	10	バーナ前扉用パッキン	グラファイテッドアスベスト	有	b		グラファイテッドアスベスト		3			b		有	レベル3
ボイラー	11	制御盤パッキン		不明			ゴムパッキン		4			b,d		無	
ボイラー	12	操縦穴フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#221)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#221)		5			b		有	レベル3
ボイラー	13	検査穴フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#221)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#221)		5			b		有	レベル3
ボイラー	14	配管フランジ用シートパッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		6			b		有	レベル3
ボイラー	15	配管ユニオン用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		6			b		有	レベル3
ボイラー	16	排ガス出口用パッキン	グラファイテッドアスベスト	有	b		グラファイテッドアスベスト		7			b		有	レベル3
給水ポンプ	17	本体シール材		不明			Oリング		8			b,d		無	
燃料ポンプ	18	本体シール材		不明			Oリング		9			b,d		無	
煙道 (排気筒)	19	煙道フランジ用パッキン		不明			リボンパッキン		10			b		有	レベル3
煙突	20	煙突フランジ用パッキン		不明			リボンパッキン		11			b		有	レベル3
配管	21	給水配管ユニオン用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		12			b		有	レベル3
配管	22	給水配管フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		13			b		有	レベル3
配管	23	蒸気配管フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		14			b		有	レベル3
配管	24	ドレン配管フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		15			b		有	レベル3
配管	25	フロア配管ユニオン用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		16			b		有	レベル3
配管	26	燃料配管フランジ用パッキン	石綿ジョイントシート (バルカー#1500)	有	b		石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		17			b		有	レベル3
軟水装置	27	軟水器用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		18			b,d		無	
薬液注入装置	28	薬液注入ポンプ用パッキン		不明			Oリング		19			b,d		無	
排水処理装置	29	排水処理装置用パッキン		不明			石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		20			b		有	レベル3
給水タンク	30	マンホール用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		21			b,d		無	
蒸気ヘッダー	31	蒸気ヘッダーフランジ用パッキン		不明			石綿ジョイントシート (バルカー#1500)		22			b		有	レベル3
排水タンク	32	マンホール用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		23			b,d		無	
受水槽	33	マンホール用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		24			b,d		無	
オイルサービス スタンク	34	マンホール用パッキン		不明			ゴムシートパッキン		25			b,d		無	

石綿含有  
 1) 位置を示す図面に番号を記載  
 2) チェック部位  
 3) 設計図書等に記載がある場合に記入  
 4) 判断根拠とした文書の種類 (記号を表に記入)  
 a.国土交通省、経済産業省 石綿 (アスベスト) 含有データベース  
 b.メーカーの資料・証明書、ホームページ情報等  
 c.分析による  
 d.公開されている材料名などの情報から現時点では一般的に含有せず  
 e.その他 (具体的に記載)  
 5) 写真がない場合は✓印をつける  
 6) 不明な場合に現場で採取した試料の試料番号と採取年月日を記載  
 7) 試料を採取した位置を示す図面等の資料番号を記載  
 8) 添付資料番号を明記する

図 4.3 調査報告書の例 「2.事前調査の結果」

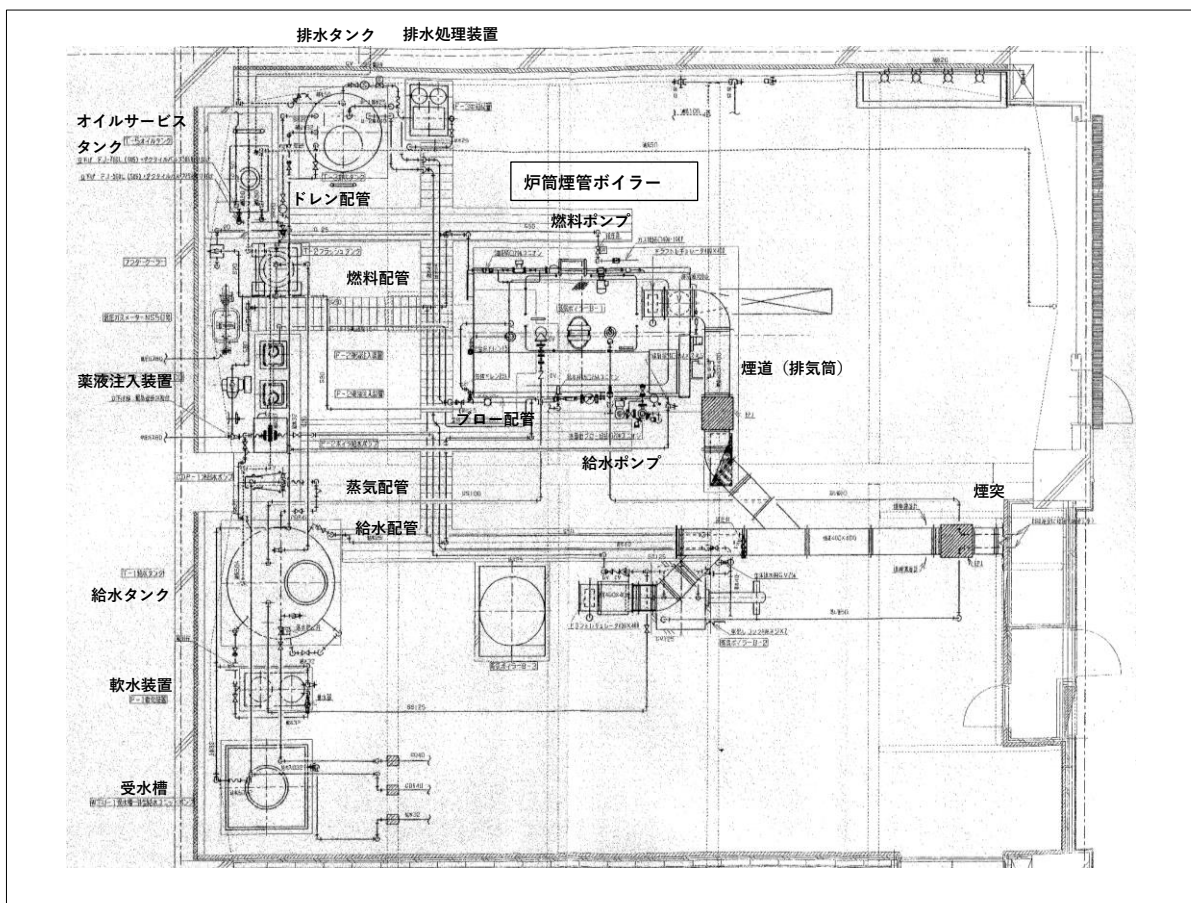


図 4.4 調査報告書の例 「3.石綿含有資材の使用状況」

## 第4講座

### 4.2 調査報告書の作成

各調査結果を基に調査報告書を取りまとめる。調査報告書は以下の資料で構成される。

- ① 表紙（一般的には報告先、工作物名、調査年月、調査者（会社名）など）
- ② 調査概要説明

5 下記項目などを1ページにまとまるよう簡潔に記載する。

- ・調査の目的、調査の条件などの説明
- ・工作物の名称、住所、用途、所有者、管理会社など
- ・調査日時、調査者、分析会社名など
- ・調査の目的、調査の条件などの説明
- 10 ・工作物の概況（使用状況、利用形態など）
- ・調査ポイントの設定や、試料採取などの際に配慮した点
- ・調査できなかった場所の明示

- ③ 調査結果

改修工事前、解体工事前の事前調査において整理した内容を使用する。

- 15 ④ 分析結果報告書

- ⑤ その他の添付資料

- ・調査者の資格証の写し（業務経歴書があればなお良い）
- ・分析者の資格証の写し（分析調査を実施した場合）
- ・建材メーカーの証明書（必要な場合、石綿無しとする根拠資料）
- 20 ・調査結果に引用した過去の調査記録
- ・増設・改修の記録
- ・参考資料（発注者の要望に合わせて添付）

### 25 4.3 事前調査の発注者への報告

調査者は、事前調査の発注者からの依頼を受けて、現地調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、石綿分析結果報告書、その他添付資料を取りまとめた調査報告書を事前調査の発注者に報告する。

報告に当たっては、工作物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、事前調査の発注者の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。また、調査結果によっては事前調査の発注者に石綿則や大気汚染防止法に基づく届出等の義務が生じることもある。調査者は、調査の目的を踏まえた上で、必要な内容を報告する必要がある。

35

#### 4.4 事前調査結果等の都道府県知事および労働基準監督署長への報告

「1.5 石綿対策における工作物石綿事前調査者の役割」の中で説明した、一定規模以上の工事を行う場合における事前調査結果の報告について、調査者が担う役割ではないが、元請業者等より相談を持ち掛けられる事態が予想されるため報告の手順を紹介する。

- 5 事前調査の報告は、石綿則第4条の2および大防法第18条の15第6項により、解体等工事の元請業者等や事業者は、事前調査結果等を都道府県知事および労働基準監督署長あてに速やかに(遅くとも解体等工事に着手する前に)報告することが義務付けられている。

10 解体等工事に係る工作物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視調査を実施することができない箇所があった場合は、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行う必要がある。

##### (1) 報告の対象

15 事前調査結果の報告は、建築物等については次のいずれかの解体等工事に係る事前調査について行う。なお、いずれの工事でも同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなされる。

- 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該工事(作業)の対象となる床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上であるもの。
- 建築物を改修する作業を伴う建設工事であって、請負代金(材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む)の合計が100万円以上であるもの。
- 工作物を解体し、改造し、補修する作業を伴う建設工事であって請負代金の合計が100万円以上であるもの。なお、解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が100万円以上であるもの。
- 総トン数20トン以上の鋼製の船舶の解体・改修工事

25

##### (2) 報告の方法

30 報告の方法は、原則として国が整備する電子システムを通じて報告を行う。ただし、情報通信機器を保有していないことや天災などにより電子システムの使用が困難な場合は、大防法施行規則及び石綿則で定められた様式による報告書によって都道府県等及び労働基準監督署に報告を行うことも可能である。

この電子システムは、大防法および石綿則に基づいた報告を併せて行うことができる。